

令和 7 年 6 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和 4 8 年 1 1 月 1 日職厚—9 0 5）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日（第 2 項による改正については、同年 7 月 1 日）以降は、これによってください。

なお、この通知の第 1 項の規定による改正後の規定は、同年 4 月 1 日以後に出発する移送の費用又は旅行に係る旅行費（以下「移送の費用等」という。）について適用し、同日前に出発する移送の費用等については、なお従前の例によってください。ただし、同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する移送の費用等については、当該規定は、当該移送の費用等のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該移送の費用等のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例によってください。

記

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改

正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 8 療養補償関係 1・2 (略) 3 補償法第 11 条の「療養上相当」とは、個々の負傷又は疾病について医学上又は社会通念上必要かつ相当であると認められる範囲のものとし、「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」及び「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」にあっては、<u>看護に要する費用又は付添いに要する費用については、当該地方の慣行料金によるものとし、当該料金に食事料が含まれていない場合は、1 日につき 1, 8 0 0 円の範囲内で現実に要した食事の費用を加えるものとする。</u> (削る)	第 8 療養補償関係 1・2 (略) 3 補償法第 11 条の「療養上相当」とは、個々の負傷又は疾病について医学上又は社会通念上必要かつ相当であると認められる範囲のものとし、「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」、<u>「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」及び「移送」にあっては、次によるものとする。</u> (1) <u>看護に要する費用又は付添いに要する費用については、当該地方の慣行料金によるものとし、当該料金に食事料が</u>

(削る)	<u>含まれていない場合は、1日につき1,800円の範囲内で現実に要した食事の費用を加えるものとする。</u> <u>(2) 移送の費用には、交通費、人夫賃及び宿泊料を含むものとする。</u>
<u>4 補償法第11条第6号の「移送」の費用及びその額については、次によるものとする。</u> <u>(1) 移送の費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費その他移送に必要な費用とし、その額（当該その他移送に必要な費用に係るものを除く。）は、それぞれ国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の規定の例に準じて計算するものとする。</u> <u>(2) (1)に掲げるもののほか、移送の費用及びその額の細目については、人事院事務総局職</u>	(新設)

員福祉局長が別に通知するところによる。

第 1 8 福祉事業関係

1 外科後処置の取扱いについては、次による。

(1)～(3) (略)

(4) 規則 1 6 — 3 第 6 条第 1 項
第 6 号の「移送」の費用は、
第 8 の 4 の規定の例により支
給するものとする。

(5) (略)

2 ・ 3 (略)

4 旅行費の取扱いについては、
次による。

(1) 旅行費は、鉄道賃、船賃、
航空賃、その他の交通費、宿
泊費、包括宿泊費その他旅行
に必要な費用とし、その額
は、それぞれ国家公務員等の
旅費に関する法律及び国家公
務員等の旅費に関する法律施
行令の規定の例に準じて計算
するものとする。

(2) (1)に掲げるもののほか、旅
行費の取扱いの細目について
は、人事院事務総局職員福祉

第 1 8 福祉事業関係

1 外科後処置の取扱いについては、次による。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) (略)

2 ・ 3 (略)

(新設)

局長が別に通知するところによ
る。

5 ～ 1 7 (略)

第 1 9 その他の事項

1 ～ 9 (略)

1 0 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成 2 3 年 2 月 1 5 日前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に同日前に変更があったときに存した障害に係る 第 1 8 の 5 の(1)のア、ウ、サ、ス及びセの規定の適用については、人事院規則 1 6 — 0 — 5 6 (人事院規則 1 6 — 0 (職員の災害補償)の一部を改正する人事院規則)による改正前の規則 1 6 — 0 (1 1 及び 1 2 において「改正前の規則 1 6 — 0」という。)別表第 5 に規定する障害等級によるものとする。

1 1 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通

4 ～ 1 6 (略)

第 1 9 その他の事項

1 ～ 9 (略)

1 0 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成 2 3 年 2 月 1 5 日前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に同日前に変更があったときに存した障害に係る 第 1 8 の 4 の(1)のア、ウ、サ、ス及びセの規定の適用については、人事院規則 1 6 — 0 — 5 6 (人事院規則 1 6 — 0 (職員の災害補償)の一部を改正する人事院規則)による改正前の規則 1 6 — 0 (1 1 及び 1 2 において「改正前の規則 1 6 — 0」という。)別表第 5 に規定する障害等級によるものとする。

1 1 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通

勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成２２年６月１０日から平成２３年２月１４日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（改正前の規則１６―０別表第５第１２級の項第１４号又は第１４級の項第１０号に該当するものに限る。）に係る第１８の５の(1)のア、ウ、サ、ス及びセの規定の適用については、１０にかかわらず、人事院規則１６―０―５６による改正後の規則１６―０（１２から１４までにおいて「改正後の規則１６―０」という。）別表第５に規定する障害等級によるものとする。

１２ 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成２２年６月１０日から平成２３年２月１４日までの間に治ったとき、又は障害

勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成２２年６月１０日から平成２３年２月１４日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（改正前の規則１６―０別表第５第１２級の項第１４号又は第１４級の項第１０号に該当するものに限る。）に係る第１８の４の(1)のア、ウ、サ、ス及びセの規定の適用については、１０にかかわらず、人事院規則１６―０―５６による改正後の規則１６―０（１２から１４までにおいて「改正後の規則１６―０」という。）別表第５に規定する障害等級によるものとする。

１２ 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成２２年６月１０日から平成２３年２月１４日までの間に治ったとき、又は障害

補償年金を受ける者の当該障害
補償年金に係る障害の程度に当
該期間において変更があったと
きに存した障害（改正前の規則
16—0別表第5第12級の項
第14号又は第14級の項第1
0号に該当するものに限る。1
3及び14において同じ。）に
係る第18の11の(1)及び(2)の
規定の適用については、改正後
の規則16—0別表第5に規定
する障害等級によるものとし
る。

13 職員が平成22年6月10
日から平成23年2月14日ま
での間に公務上死亡し、又は通
勤により死亡した場合であっ
て、当該職員の遺族に障害を有
する者があるときにおける当該
遺族の障害の状態に係る第18
の12の(2)のイの(イ)の規定の適
用については、改正後の規則1
6—0別表第5に規定する障害
等級によるものとする。

14 要介護年金受給権者が平成
22年6月10日から平成23

補償年金を受ける者の当該障害
補償年金に係る障害の程度に当
該期間において変更があったと
きに存した障害（改正前の規則
16—0別表第5第12級の項
第14号又は第14級の項第1
0号に該当するものに限る。1
3及び14において同じ。）に
係る第18の10の(1)及び(2)の
規定の適用については、改正後
の規則16—0別表第5に規定
する障害等級によるものとし
る。

13 職員が平成22年6月10
日から平成23年2月14日ま
での間に公務上死亡し、又は通
勤により死亡した場合であっ
て、当該職員の遺族に障害を有
する者があるときにおける当該
遺族の障害の状態に係る第18
の11の(2)のイの(イ)の規定の適
用については、改正後の規則1
6—0別表第5に規定する障害
等級によるものとする。

14 要介護年金受給権者が平成
22年6月10日から平成23

年 2 月 1 4 日までの間に死亡した場合であって、当該要介護年金受給権者の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害の状態に係る<u>第 1 8 の 1 7 の(4)のア</u>の規定の適用については、改正後の規則 1 6—0 別表第 5 の規定を適用した場合の改正後の規則 1 6—0 第 2 9 条に定める障害の状態によるものとする。 1 5～1 7 （略）	年 2 月 1 4 日までの間に死亡した場合であって、当該要介護年金受給権者の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害の状態に係る<u>第 1 8 の 1 6 の(4)のア</u>の規定の適用については、改正後の規則 1 6—0 別表第 5 の規定を適用した場合の改正後の規則 1 6—0 第 2 9 条に定める障害の状態によるものとする。 1 5～1 7 （略）
--	--

2 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 8 療養補償関係 1・2 （略） 3 補償法第 1 1 条の「療養上相当」とは、個々の負傷又は疾病について医学上又は社会通念上必要かつ相当であると認められる範囲のものとする。	第 8 療養補償関係 1・2 （略） 3 補償法第 1 1 条の「療養上相当」とは、個々の負傷又は疾病について医学上又は社会通念上必要かつ相当であると認められる範囲のものとし、「<u>居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</u>」及び「<u>病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</u>」

4 (略)	<u>護」にあつては、看護に要する費用又は付添いに要する費用については、当該地方の慣行料金によるものとし、当該料金に食事料が含まれていない場合は、1日につき1,800円の範囲内で現実に要した食事の費用を加えるものとする。</u> 4 (略)
--------------	--

以 上